

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで</p> <p>同市本町一丁目二七番一地先</p>	<p>先から</p> <p>川口市本町二丁目一七九番九地</p>	<p>区 間</p>
<p>九〇・九〇</p> <p>）</p> <p>二五・〇〇</p>	<p>八二・四〇</p> <p>）</p> <p>一七・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二四五・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>